

令和 7 年度
宜野湾市保育施設設置・運営者募集要項

令和 8 年 1 月

宜野湾市

目 次

1	目的	3
2	募集概要	3
3	応募の手続き	4
4	審査及び候補者の順位の決定	5
5	その他留意事項	6

注意事項（必ずお読みください）

- 1 応募者は、本要項を熟読のうえ、各期日までに所定の手続きを行ってください。
- 2 参加意思表明書の提出は、原則、応募の必須条件となります。
- 3 本事業の実施にあたっては、国の予算状況または市の予算措置に係る市議会の議決等の状況によっては、事業実施時期の変更等の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。なお、その場合であっても、本件に関し、応募者が支出した費用等について、市は一切の補償の義務を負いません。

1 目的

未だ待機児童の解消が喫緊の課題である本市においても、認可保育施設及び地域型保育施設の新設や、認可保育施設の認定こども園への移行による定員増などで、保育ニーズの受け皿を大幅に拡充し待機児童解消に努めてきましたが、依然保育ニーズは高く、特に1歳児、2歳児の保育ニーズへの対応が遅れています。また、0歳児～2歳児の未就園児を抱える子育て家庭への支援として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が令和8年度より全自治体で実施されるため、本市でもその受け皿整備が必要となります。

この状況を鑑み、多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、必要なサービスの提供体制の充実を図る必要があることから、待機児童の解消と「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施することを目的とした保育施設の設置・運営を行う事業者を募集するものとします。

2 募集概要

（1）施設種別

小規模保育事業A型（児童福祉法第6条の3第10項1の規定による施設）
乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項の規定による施設）

（2）募集地域及び設置事業数

宜野湾市伊佐全域、大山一丁目、大山三丁目～五丁目、大山七丁目に住所を有する賃貸物件を活用した小規模保育事業と乳児等通園支援事業を実施する1施設。

（3）基本事項

事業者は、令和9年4月1日からの保育事業の運営を実施するため、小規模保育事業及び乳児等通園支援事業の開設に必要な手続き及び設置の準備を行ってください。設置に係る改修工事等については別紙第1号「要求水準書」を参照してください。

（4）運営条件等

別紙第1号「要求水準書」のとおり。

（5）応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- ② 教育・保育への見識と経験を有し、十分な職員体制、社会的信望、経営基盤、技術的能力等に基づき、継続的に安定した施設運営を行うことができる法人であること。
- ③ 関係法令、通知、基準等を十分に理解・遵守し、市の幼児教育・保育施策について積極的に協力するとともに、保護者、地域及び関係機関等との信頼関係を築くことができる法人であること。
- ④ 保育所保育指針に基づいた子どもの健康及び安全を確保し、保育を実施すること。
- ⑤ 令和7年4月1日現在、0歳児から5歳児までの受け入れを実施する認可保育所、又は認定こども園を3年以上運営した実績を有し、現に運営していること。
- ⑥ 前項の施設において、過去3年以内に実施された所轄庁による指導監査等において、文書指摘、勧告及び命令（以下「文書指摘等」という。）を受けていないこと。ただし、文書指摘等を受けていた場合であっても、適正な改善報告がされている場合は、文書指摘等を受けていない場合と同様の取扱いとします。

- ⑦ 小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。（参考：定員19人の年間事業費の12分の1相当額は420万円程度）
- ⑧ 「2（4）運営条件等」を遵守できること。
- ⑨ その他本要項に定める条件等を満たしていること。

（6）欠格事由

応募をした事業者（以下「応募者」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外、又は失格とします。

- ① 本要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合。
- ② 本件に関し、自己に有利な取扱いを求める働きかけを行うなど、特定の目的をもって選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合。
- ③ 応募書類等に虚偽の記載があった場合。
- ④ 応募書類等の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- ⑤ 応募書類等の提出後に、「2（5）応募資格」の要件を満たさなくなった場合。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している場合。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている場合。
- ⑨ 宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員である場合。
- ⑩ 法人の代表者又は事業に従事する者に、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいる場合。
- ⑪ その他不正な行為があった場合。

3 応募の手続き

（1）募集要項等の配布・公開

- ① 配布期間 令和8年1月16日（金）から令和8年4月13日（月）まで
- ② 配布場所 宜野湾市役所こども部こども政策課（庁舎別館2階）
(市ホームページからもダウンロードできます。)

（2）募集要項等に関する質問の受付

- ① 受付期限 令和8年2月17日（火）17時00分まで
- ② 提出方法 電子メールにて「質問票（様式1）」を提出してください。
- ③ 注意事項 件名を「保育施設設置・運営者募集要項等に関する質問」としてください。

（3）質問に対する回答

- ① 回答日時 令和8年2月25日（水）以降
- ② 回答方法 質問と回答を一覧にし、市ホームページに掲載します。
(回答については、質問者が特定できないよう加工をして公表します。)

（4）応募書類等

- ① 参加意思表明書
 - （ア）提出期限 令和8年3月9日（月）17時00分まで
 - （イ）提出書類 参加意思表明書（様式2）原本1部
 - （ウ）提出方法 宜野湾市役所こども部こども政策課（庁舎別館2階）に持参又

は郵送（期限必着：郵送の場合は、発送した旨を電話連絡してください。）

（エ）注意事項 参加意思表明書の提出がない場合、原則、申請書類等一式を受理しません。

② 申請書類等一式

（ア）提出期限 令和8年3月9日（月）から令和8年4月6日（月）まで

（イ）受付時間 平日9時00分から17時00分まで

（12時00分から13時00分、及び土日・祝祭日を除く。）

（ウ）提出書類 別紙第2号「申請書類等一式」のとおり。

（エ）提出方法 宜野湾市役所こども部こども政策課（庁舎別館2階）に持参（事前に電話連絡してください。）

（5）留意事項

- ① 提出された応募書類等の不足・不備等について、市から指摘することはあります。提出前に必要書類、部数等について確認するよう徹底してください。
- ② 提出された応募書類等については、明らかな誤りや軽微な修正以外は差替え等を認めません。
- ③ 提出された応募書類等の内容について、事務局において確認が必要と判断した場合、その内容について聞き取り又は追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 応募書類等の提出後、やむを得ず参加を辞退することとなった場合は、事務局に連絡のうえ、速やかに「宜野湾市保育施設設置・運営者申請辞退届（様式12）」を届け出してください。
- ⑤ 提出された応募書類等に関する情報公開は、宜野湾市情報公開条例等に基づき取り扱います。

4 審査及び候補者の順位の決定

（1）審査要領

- ① 審査にあたっては、宜野湾市児童福祉施設選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、別に定める審査要領等に基づく第一次審査（書類審査、事業実施予定施設の確認）及び第二次審査（運営施設等視察、プレゼンテーション審査）による公平かつ客観的な審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を候補者（以下「候補者」という。）として特定するとともに、第2順位の候補者も併せて選定します。
- ② 応募者がいない場合又は審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合等、本件の趣旨を達成できないと判断したときは、候補者の特定を行わないことがあります。

（2）第一次審査（書類審査、事業実施予定施設の確認）

- ① 応募者が4者以下の場合、応募要件等の適否及び事業実施予定施設について審査します。応募者が5者以上の場合、別紙第3号「第一次審査評価基準等」に基づいて評価し、第一次審査で4者以下に絞ります。
- ② 事業実施予定施設の審査は、必要に応じて建物、現地の状況、保育環境、地域への影響などについて確認を行います。
- ③ 審査の結果について、参加資格確認結果及び第二次審査に関する事務連絡を文書にて通知します。

（3）第二次審査

第一次審査を通過した応募者に対して、次のとおり第二次審査を実施します。

① 運営施設等視察（施設訪問又は動画視聴）

（ア）運営施設等視察（施設訪問）は、必要に応じて県内の可能な地域のみ実施す

ることとし、実施にあたっては、応募者が現に運営している教育・保育施設等を訪問し、教育・保育の取組について視察を行います。

(イ)運営施設等視察（施設訪問）を実施できない応募者については、現に運営している教育・保育施設等での教育・保育の様子を動画で収めていただき、市が指定する場所にて応募者説明のもと動画視聴を行います。

(ウ)運営施設等視察（施設訪問又は動画視聴）を実施する場合の実施日時等については、参加意思表明書提出後に各応募者と個別に調整することとします。

② プrezentation審査（企画提案審査）

(ア)実施日時は令和8年5月頃を予定しています。

（詳細な日時及び会場等については、第一次審査の結果通知とともに案内します。）

(イ)審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答25分以内を予定しています。なお、応募者の数によっては、審査時間を変更することがあります。

(ウ)プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とし、本事業に携わる責任者（法人の代表者や施設長予定者等）は必ず出席してください。

(エ)プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って説明を行うこととし、説明用に新たな資料を追加提出することは認めません。

(4) 第二次審査における評価基準等

別紙第4号「第二次審査評価基準等」のとおり。

(5) 審査結果及び候補者の決定

- ① 委員会における審査結果を踏まえ、市において候補者の順位を決定します。ただし、最低基準点に達する応募者がいない場合は、委員会において候補者の特定を行わないものとします。
- ② 候補者の決定に関しては、順位決定後速やかに、審査結果とともに各応募者に對し書面により通知するとともに、市ホームページにて第1順位の候補者名のみを公表します。
- ③ 市は候補者と協議し、本事業を進める意思を確認したのち事業予定者（以下「予定者」という。）として事業実施に係る支援を行うものとします。

5 その他留意事項

- (1) 応募書類等の提出、その他本件に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された応募書類等は、本件以外の目的には使用しません。また、理由の如何に問わず返却しません。なお、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとします。
- (3) 予定者は、保護者、地域住民等に対し、説明会を開催するなど、良好な信頼関係の構築に向け、誠実に対応し、理解を得られるよう努めてください。
- (4) 予定者は、園の設置にあたって必要な手続きを適宜進めてください。
- (5) 予定者は、本事業の実施を理由に、現に運営している教育・保育施設等を休止又は廃止しないでください。
- (6) 本要項の応募条件やスケジュール等については、各種手続きの進捗状況等により変更となる場合があります。その場合、変更の都度、情報提供を行います。
- (7) 応募者がいない場合等により候補者の特定に至らなかった場合は、本要項を再整

理し、改めて募集を行うものとします。

- (8) 本件に係る審査結果に対する異議申し立てや審査内容等に関する問い合わせは受け付けません。
- (9) 本要項の用語等は、市の解釈によるものとします。
- (10) 本要項に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定めます。

本件に関する問い合わせ及び各書類提出先（事務局）

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市こども部こども政策課

T E L : 098-893-4488

メール : Fukusi25@city.ginowan.okinawa.jp